**雇用契約と委任契約との併用による問題点**

今まで私たちは委任契約でありながら、長期に渡りヤマハの指示通りのレッスンスケジュール・レッスン内容を行ってまいりました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **雇用契約** | **委任契約** |
| **レッスン****スケジュール** | ヤマハ指定・年42回月3回/50分レッスン（従来通り） | 各講師の采配で日程や時間を決められる為、レッスン回数や時間に長短ができる。レッスン料も同一でいいのか疑問。 |
| **教材** | ヤマハ指定の教材のみマニュアルに従った指導内容（従来通り） | 各講師の判断でテキストを選ぶ為、指導内容にバラつきが出る。ヤマハ生としての成果判断が出来ない。ヤマハの教室備品を使用できるのか？必要なものは自分で持ち込むことになるのか？体験レッスンをどちらの講師がするかによって内容が異なり混乱が起きる。入会するクラスの選択も狭まる。同じセンターでの生徒の奪い合いが生じる。 |
| **レッスン準備** | 準備も労働に含まれるので賃金が発生する。 | 無給（従来通り）レッスンプランの作成、教室でのレッスン準備、後片付け、保護者対応、特約店との打合せ、K&E準備等々。 |
| **発表会** | 準備や当日の労働に対しての賃金の発生（残業有） | 無給（従来通り）の為、賃金が発生する雇用契約者に仕事を押し付ける可能性がある。通常のレッスン内容が異なる為、発表内容もおのずと異なる。事前準備や会場準備等の協力などは無給の為、賃金の支払いが生じる委任契約者に任せてしまう可能性がある。講師間の軋轢は避けられない。 |
| **講師会議** | 時給報酬 | 無給。まだ召集されている楽器店がある。出席に関しては任意だが、出席している雇用契約者との間に連絡内容の差が生じる。 |
| **休講の連絡** | 実施した場合は時給報酬 | 特約店がするのか講師がするのか不明。実施した場合は無給。 |